

令和4年 8月25日

各 位

会社名 株式会社 三東工業社
代表者名 代表取締役社長 奥田 克実
(コード：1788、東証スタンダード)

問合せ先 執行役員管理本部長 矢森 貞行
(TEL 077-553-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、令和4年9月22日開催予定の第68回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 条文の新設に伴い、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.変更日程

定款変更の効力発生日 令和4年9月22日

別紙

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="343 790 635 831">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="443 981 566 1021">(新 設)</p> <p data-bbox="204 1435 654 1476">第14条～第39条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="949 790 1241 831">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="826 907 1098 947"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 981 1375 1131">第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="911 1137 1375 1400">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1435 1284 1476">第15条～第40条 (現行どおり)</p>

以上